

令和5年第2回青森市議会定例会提出予定案件

件 名		提出 件数
人 事 案	○ 副市長の選任について 計	1
予 算 案	○ 令和5年度青森市一般会計補正予算（第2号） 計	1
条 例 案	○ 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について ○ 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について 計	6
報 告	○ 継続費繰越計算書について （令和4年度青森市一般会計継続費繰越計算書） ○ 繰越明許費繰越計算書について （令和4年度青森市一般会計繰越明許費繰越計算書） ○ 予算繰越計算書について （令和4年度青森市病院事業会計予算繰越計算書） ○ 予算繰越計算書について （令和4年度青森市下水道事業会計予算繰越計算書） ○ 継続費繰越計算書について （令和4年度青森市病院事業会計継続費繰越計算書） ○ 継続費繰越計算書について （令和4年度青森市水道事業会計継続費繰越計算書） ○ 専決処分の報告について	

報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について ○ 専決処分の報告について 	
計		11
合 計		19

(追加提出予定案件)

●閉会日提出

○ 人事案

財産区管理委員の選任について

○ 人事案

NO. 1 副市長の選任について

副市長に赤 ^{あか} 坂 ^{さか} 寛 ^{かん}氏を選任しようとするものである。
関係法令 地方自治法第162条

○ 予算案

NO. 1 令和5年度青森市一般会計補正予算（第2号）

○ 条例案

NO. 1 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引上げ及び軽減対象世帯の拡大を行うため、改正しようとするものである。

NO. 2 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割の軽減措置の適用期限を延長し、森林環境税の徴収方法の規定を整備する等のため、改正しようとするものである。

NO. 3 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の高さの特例許可申請手数料等を定める等のため、改正しようとするものである。

NO. 4 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

NO. 5 青森市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

青森市営住宅小柳第一団地の建て替えに伴い、当該市営住宅の戸数を変更するため、改正しようとするものである。

NO. 6 青森市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税免除の特別措置を延長するため、改正しようとするものである。

○ 報 告

NO. 1 継続費繰越計算書について
(令和 4 年度青森市一般会計継続費繰越計算書)

NO. 2 繰越明許費繰越計算書について
(令和 4 年度青森市一般会計繰越明許費繰越計算書)

NO. 3 予算繰越計算書について
(令和 4 年度青森市病院事業会計予算繰越計算書)

NO. 4 予算繰越計算書について
(令和 4 年度青森市下水道事業会計予算繰越計算書)

NO. 5 継続費繰越計算書について
(令和 4 年度青森市病院事業会計継続費繰越計算書)

NO. 6 継続費繰越計算書について
(令和 4 年度青森市水道事業会計継続費繰越計算書)

NO. 7 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	令和 4 年 1 0 月 1 6 日
損害賠償額	4 7, 9 7 5 円
専決処分年月日	令和 5 年 5 月 2 2 日
関係法令	地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及び第 2 項

NO. 8 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和4年12月7日
損害賠償額 160,954円
専決処分年月日 令和5年5月22日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 9 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和5年2月7日
損害賠償額 341,880円
専決処分年月日 令和5年5月26日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 10 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和5年3月21日
損害賠償額 21,604円
専決処分年月日 令和5年5月31日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

NO. 11 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 令和5年2月15日
損害賠償額 671,341円
専決処分年月日 令和5年6月2日
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項